

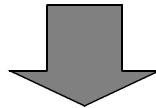
『請願・陳情の処理及び審査』に係る検討事項

議会基本条例の検証 『請願・陳情の処理及び審査』 評価「2」

(議会は、請願及び陳情が提出されたときは、誠実かつ適切な処理及び審査を行わなければならない。)

(委員意見)

- ① 大量請願の処理・審査のあり方について検討が必要。
- ② 請願者の説明機会が確保されていない等「誠実かつ適切な処理及び審査」になっていない。
- ③ 請願について、「誠実かつ適切な処理及び審査」は実施されている。



◆ 検討事項

▶ 請願・陳情の審査のあり方について検討

- 大量請願の審査等のあり方について
- 請願者の説明機会の確保について

◆ 検討スケジュール

令和元年9月定例会 ～ 令和2年2月定例会

『請願・陳情の処理及び審査』に係る検討事項

① 大量請願の審査等のあり方について

(委員意見)

大量請願の処理・審査のあり方について検討が必要

- ・同じような請願がいくつもあり、委員会に出てくる前にもっといろいろな調査機関を設置する必要があるのでは。もっと前捌きが必要では。
- ・請願の重みを感じながら、お一人ずつが出されているのかどうかを確認する必要がある、府民の方々も理解していただくということも必要では。

■ 全国都道府県議会の大量請願の受理状況

平成30年 3都府県（福島県(6)、東京都(31)、京都府(420)）

平成29年 3都府県（福島県(8)、東京都(31)、京都府(320)）

※（ ）内は、受理件数

■ 大量請願の文書表作成方法

(1) 同一紹介議員による内容同一の請願

- ・複数請願を1件として作成(「〇〇外〇件」と記載) 13都道府県
- ・それぞれ1件として作成 11県
- ・事例なし 23県

(2) 紹介議員が異なるが内容同一の請願

- ・複数請願を1件として作成(「〇〇外〇件」と記載) 7都道府県
- ・それぞれ1件として作成 21府県
- ・事例なし 19県

請願受理状況

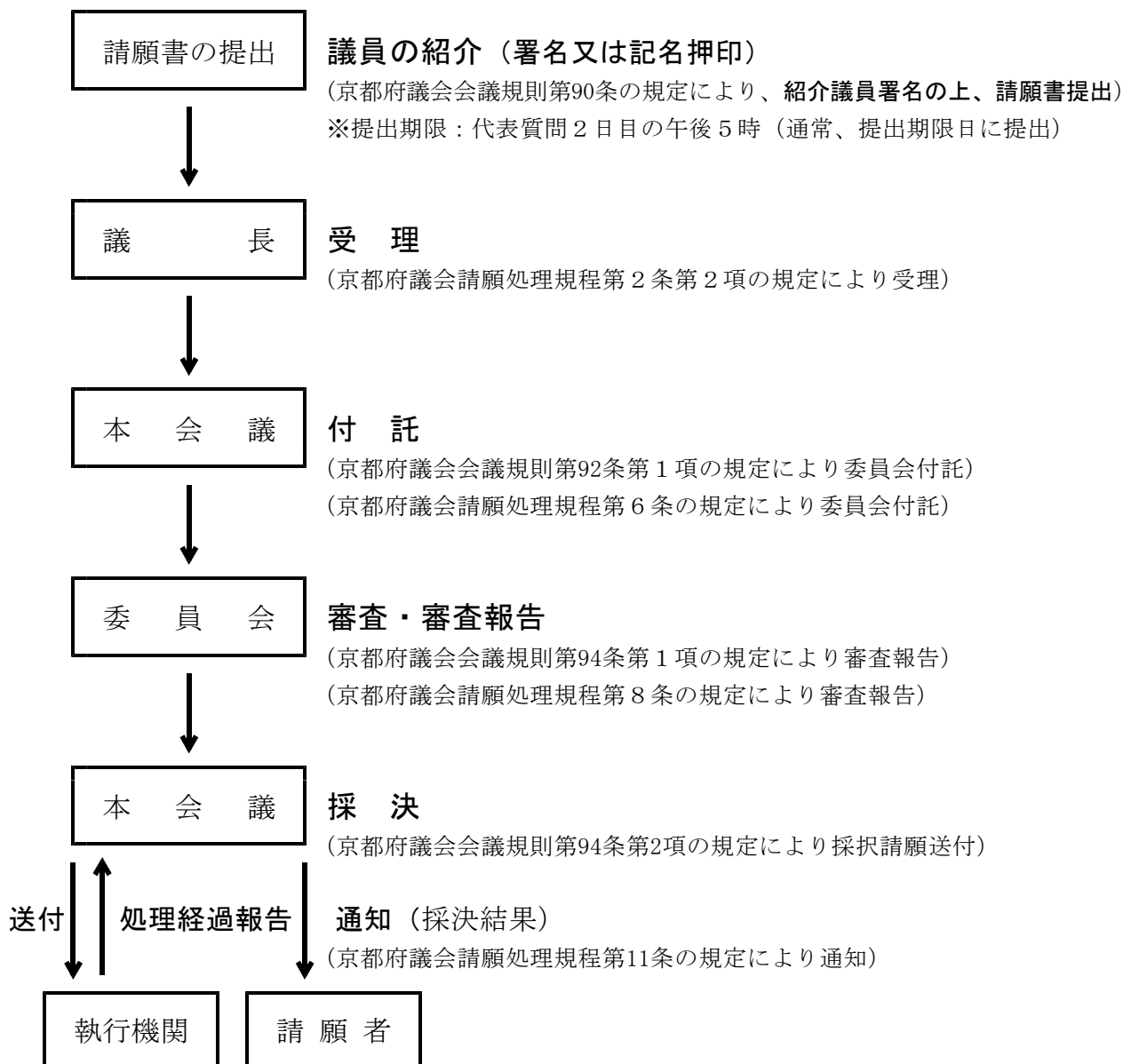
	都道府県名	H30 (H30.1月～12月)		H29 (H29.1月～12月)	
			うち同一趣旨請願		うち同一趣旨請願
1	北海道	4		6	
2	青森県	3		3	
3	岩手県	19		31	
4	宮城県	8		5	
5	秋田県	11		8	
6	山形県	13		11	
7	福島県	54	6	53	8
8	茨城県	9		13	
9	栃木県	0		1	
10	群馬県	39		22	
11	埼玉県	19		10	
12	千葉県	23		28	
13	東京都	56	31	54	31
14	神奈川県	16		13	
15	新潟県	6		8	
16	富山県	10		10	
17	石川県	15		15	
18	福井県	7		9	
19	山梨県	9		10	
20	長野県	14		15	
21	岐阜県	7		13	
22	静岡県	2		1	
23	愛知県	13		23	
24	三重県	19		14	
25	滋賀県	19		14	
26	京都府	429	420	326	320
27	大阪府	13		18	
28	兵庫県	15		17	
29	奈良県	5		4	
30	和歌山県	0		2	
31	鳥取県	1		3	
32	島根県	9		11	
33	岡山県	11		11	
34	広島県	3		3	
35	山口県	7		9	
36	徳島県	4		6	
37	香川県	1		1	
38	愛媛県	17		18	
39	高知県	3		3	
40	福岡県	11		15	
41	佐賀県	1		2	
42	長崎県	5		5	
43	熊本県	11		6	
44	大分県	4		3	
45	宮崎県	5		3	
46	鹿児島県	2		1	
47	沖縄県	6		6	
	合計	958	457	863	359
	京都市会	116	114	8	3

大量請願の文書表作成方法

	都道府県名	同一紹介議員による 内容同一の請願	紹介議員が異なる 内容同一の請願
1	北海道	提出者、紹介議員の了承が得られた場合、1件として取扱い、「〇〇外〇件」と記載	
2	青森県	1件ごと作成	
3	岩手県	事例なし	
4	宮城県	事例なし	
5	秋田県	1件ごと作成	
6	山形県	事例なし	1件ごと作成
7	福島県	1件ごと作成	
8	茨城県	「〇〇外〇件」と記載	1件ごと作成
9	栃木県	事例なし	
10	群馬県	1件ごと作成	
11	埼玉県	1件ごと作成	
12	千葉県	「外〇件」と記載	内容・提出者が同一の場合は、1件
13	東京都	付託日が同一の場合、要旨を1件にまとめ、請願者、紹介議員等を表にまとめ別記 付託日が異なる場合は、別々に作成	
14	神奈川県	文書が同一の場合は、請願〇〇号と同文と記載 願意が一緒に文章が異なる場合は、1件ごとに作成	
15	新潟県	提出者、紹介議員の了承が得られた 場合、1件とし、「〇〇外〇件」と記載	同左(ただし、了承が得られない場合は 1件ごとに記載)
16	富山県	事例なし	
17	石川県	事例なし	
18	福井県	事例なし	
19	山梨県	1件ごと作成	
20	長野県	1件ごと作成	
21	岐阜県	事例なし	
22	静岡県	事例なし	
23	愛知県	提出者、紹介議員の了承が得られた場合は、 1件として取扱い、「〇〇外〇件」と記載	1件ごと作成
24	三重県	事例なし	
25	滋賀県	事例なし	
26	京都府	件名の下に「ほか〇件」と記載	1件ごとに記載し、要旨覧に「〇号に同じ」と記載
27	大阪府	請願者を文書表に別記	紹介議員を文書表に連署
28	兵庫県	1件ごと作成	1件の文書表を作成し、受理番号に 「第〇号～第〇号」と表示
29	奈良県	事例なし	
30	和歌山県	事例なし	1件ごと作成
31	鳥取県	事例なし	
32	島根県	事例なし	
33	岡山県	「他〇件」と表記	
34	広島県	事例なし	1件ごと作成
35	山口県	「外〇件」とし、請願者氏名を付記	1件ごと作成
36	徳島県	「外〇件」と表記	1件ごと作成
37	香川県	「外〇件」と表記	1件ごと作成
38	愛媛県	1件ごと作成	事例なし
39	高知県	「外〇件」と表記	1件ごと作成
40	福岡県	1件ごと作成	
41	佐賀県	事例なし	
42	長崎県	事例なし	
43	熊本県	事例なし	1件ごと作成
44	大分県	事例なし	1件ごと作成
45	宮崎県	事例なし	
46	鹿児島県	事例なし	
47	沖縄県	事例なし	
	合計	「1件として=13」「それぞれ1件=11」「事例なし=23」	「1件として=7」「それぞれ1件=21」「事例なし=19」

※全国都道府県議会議長会調べ(平成29年7月1日現在)

【請願の流れ】（京都府議会）



◆ 大量請願の審査方法

区分	受理件数	文書表の表記方法	審査方法	結果表記
1件の請願に請願者が複数ある場合	1件	▶請願者の覧に、ほか○人と表記	1件として審査	1件として表記
同一内容の請願が複数ある場合	それぞれ受理	▶受理番号に、「第○～第○号」と表記 ▶件名の覧に、「ほか○件」と表記 ▶要旨の覧に、「第○号と同じ」と表記	同一趣旨として一括審査	文書表ごとに表記

■ 請願の受理等に係る主な規定

京都府議会会議規則

(請願文書表)

第91条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものはほか何人と、数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第92条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。(以下省略)

(紹介議員の委員会出席)

第93条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第94条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの

(以下省略)

京都府議会請願処理規程

(受理の要件等)

第2条 請願しようとする者は、次の各号に定める要件を備えた請願書を議長に提出するものとする。

- (1) 邦文(点字によるものを含む。)を用いること。
- (2) 表紙に「〇〇に関する請願書」と記載し、かつ紹介議員の署名又は記名押印を受けること。

(以下省略)

(請願文書表)

第5条 請願を所管委員会に付託しようとするときは、請願文書表を作成して議員に配布するものとする。

2 2以上連署の請願者については、請願者の氏名は、その筆頭者の氏名の次に「ほか〇人」と記載する。

3 2件以上の内容同一の請願については、1の請願書の件名の下に「ほか〇件」と記載する。

4 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、各別に請願文書表に記載する。

(第6条、第7条省略)

(請願審査報告書)

第8条 委員会が請願の審査を終わったときは、委員長は、請願審査報告書を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の報告書の提出があったときは、その写しを議員に配布するものとする。

『請願・陳情の処理及び審査』に係る検討事項

②請願者の説明機会の確保について

(委員意見)

請願者の説明機会の確保されていない等「誠実かつ適切な処理及び審査」になっていない。

■ 京都府議会の請願者の説明機会の対応状況

- 会議規則上、会議における請願者の出席は予定していないが、請願者から申し出があれば、正副委員長会議で協議の上、委員会室内での口頭説明を認めている。(入室は3人以内、説明は5分程度)
- 紹介議員が請願の趣旨等を説明することが可能であり、原則、紹介議員の説明で対応している。

■ 全国都道府県議会の請願者の説明機会の対応状況

(1) 説明機会のしくみを有している府県

23道府県（北海道、岩手、宮城、山形、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、長野、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、広島、高知、長崎、熊本、宮崎、沖縄）

(2) 説明機会の対応方法

委員会(正副委員長)で必要と判断し、許可した場合に説明が可能

【参考】 請願審査に係る説明に関する規定

京都府議会会議規則

(紹介議員の委員会出席)

第93条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

請願者の意見陳述の可否

	都道府県名	請願者の 意見陳述の可否	備 考
1	北海道	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
2	青森県	×	
3	岩手県	○	必要に応じ、正副委員長が請願者と面会し、願意等を確認
4	宮城県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
5	秋田県	×	
6	山形県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
7	福島県	×	
8	茨城県	×	
9	栃木県	×	
10	群馬県	×	
11	埼玉県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
12	千葉県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
13	東京都	×	
14	神奈川県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
15	新潟県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
16	富山県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
17	石川県	○	委員会で許可した場合は可能(ただし、実績なし)
18	福井県	×	
19	山梨県	×	
20	長野県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
21	岐阜県	×	
22	静岡県	×	
23	愛知県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
24	三重県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
25	滋賀県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
26	京都府	○	正副委員長協議の上、必要と判断した場合は可能
27	大阪府	○	委員会代表者会議で協議の上、必要と判断した場合は可能
28	兵庫県	×	
29	奈良県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
30	和歌山県	×	
31	鳥取県	×	
32	島根県	×	
33	岡山県	×	
34	広島県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
35	山口県	×	
36	徳島県	×	
37	香川県	×	
38	愛媛県	×	
39	高知県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
40	福岡県	×	
41	佐賀県	×	
42	長崎県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
43	熊本県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
44	大分県	×	
45	宮崎県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
46	鹿児島県	×	
47	沖縄県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
	合計	23	

※原則、請願者の意見陳述の制度はないが、委員会(正副委員長)において、必要と判断した場合は可能

■ 請願の説明者に関する規定等

京都府議会会議規則

(請願文書表)

第91条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものはほか何人と、数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第92条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。(以下省略)

(紹介議員の委員会出席)

第93条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第94条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの

(以下省略)

京都府議会請願処理規程

(受理の要件等)

第2条 請願しようとする者は、次の各号に定める要件を備えた請願書を議長に提出するものとする。

- (1) 邦文(点字によるものを含む。)を用いること。
- (2) 表紙に「〇〇に関する請願書」と記載し、かつ紹介議員の署名又は記名押印を受けること。

(以下省略)

(請願文書表)

第5条 請願を所管委員会に付託しようとするときは、請願文書表を作成して議員に配布するものとする。

- 2 2以上連署の請願者については、請願者の氏名は、その筆頭者の氏名の次に「ほか〇人」と記載する。
- 3 2件以上の内容同一の請願については、1の請願書の件名の下に「ほか〇件」と記載する。
- 4 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、各別に請願文書表に記載する。

(第6条、第7条省略)

(請願審査報告書)

第8条 委員会が請願の審査を終わったときは、委員長は、請願審査報告書を議長に提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の報告書の提出があったときは、その写しを議員に配布するものとする。